

## 長期療養給付金支給要綱

第1条 岡山県関係職員労働組合連合の組合員であつて、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間において傷病により連続して30日以上勤務を休んだ者に対して、1人につき1回に限り金額5,000円の給付金を支給する。

第2条 この要綱に定める該当者は、別記様式「長期療養給付金請求書」により、届け出るものとする。  
ただし、届出は職場に復帰した日から原則3ヶ月以内に行われなければならない。

第3条 この要綱の改廃は執行委員会で決定する。

### 附則

- 1 この要綱は、1987年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、2010年6月26日から改正施行する。
- 3 この要綱は、2013年7月1日から改正施行する。
- 4 この要綱は、2021年6月2日から改正施行する。

## 長期療養給付金請求書

支 部		分 会		職員番号	
組 合 員 名 前				年 齢	歳
傷 病 名					
勤務を休んだ期間	年 月 日 ~		年 月 日		
上記のとおり通知します					
年 月 日					
岡山県関係職員労働組合連合執行委員長 殿					
組合員名前				(自署または記名押印)	
_____					
TEL ( )					
<p>1 給付金請求は、職場復帰した日から、3ヶ月以内に行うこと。(要綱第2条ただし書き)</p> <p>2 給付金は翌月20日頃、労金口座に振り込み、口座のない人については現金支給とする。(給付時に個人宛通知)</p> <p>※ 手続きに際して取得した個人情報を、個人情報保護法に基づき次のとおり取り扱います。</p> <p>長期療養給付金請求書に記載されている個人情報は、給付金支給の適否に関する範囲に限ってのみ利用し、他の目的には利用しません。</p>					